

指定通所介護事業

運 営 規 程

(目 的)

第1条 社会福祉法人足柄福祉会が設置経営するケアセンター草の家が行う指定通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護（以下、通所介護という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 高齢者等が要介護状態等となった場合においても、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密着な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアセンター草の家
- (2) 所在地 神奈川県南足柄市班目 460 番地

(従業者の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名（常勤・兼務）
生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用申し込みに係る 調整、事業所の介護職員に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 機能訓練指導員 1名（非常勤・兼務1名）
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に当たる。
- (4) 看護職員 5名（常勤・兼務3名、非常勤兼務2名）
看護職員は、利用者の健康管理及び介護に当たる。
- (5) 介護職員 5名（常勤・兼務1名、非常勤兼務4名）
介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護及び利用者の送迎等に

当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 1日の通所介護事業の利用定員は20名とする。

(通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 通所介護の送迎
- (4) 健康管理
- (5) 機能訓練
- (6) 相談・助言
- (7) 延長サービス

※サービスの通算時間(サービス提供時間含む)が8時間以上となる時は、利用者の希望により延長サービスを行う。

(通所介護の利用料)

第8条 通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割又は3割の額とする(介護保険負担割合証の利用者負担の割合による)。

但し、次の各号に掲げるサービスは、全て利用者の希望により提供し、費用は、別表のとおりとする。

- (1) 生活介護の送迎(通常の事業の実施地域を除く)
- (2) 食費
- (3) おやつ代
- (4) 理美容代(実費)
- (5) おむつ代
- (6) レクリエーション材料費
- (7) 延長サービス料

2 前各号に掲げるもののほか、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。

3 前各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の署名・押印の上、同意を得なければならない。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、南足柄市・開成町・松田町・大井町・山北町・小田原市とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 介護職員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、家族に連絡・報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、利用者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、利用者に対して必要な措置を講じる。

(サービス提供記録の保存)

第12条 通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載し、5年間保存する。

(秘密の保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業所の管理者は、従業者であった者が、前項を遵守するよう、その必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項については、社会福祉法人足柄福祉会と事業所の管

理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 15 年 11 月 10 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。